

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1	指名停止措置業者名及び住所	
	指名停止措置業者名	日本原料株式会社 代表取締役 齋藤 安弘
	住 所	神奈川県川崎市川崎区東田町 1 番地 2
	登録番号	1180
	指名停止措置期間	
	令和 7 年 9 月 6 日～令和 7 年10月 5 日（1 か月）	
	指名停止措置の適用範囲	
	茨城県が発注する物品・役務調達契約	
	事実概要	
	日本原料（株）は、茨城県企業局県南水道事務所が執行した（利根川浄水場）水道用粒状活性炭購入の一般競争入札において、令和 7 年 7 月 7 日に落札者になったにもかかわらず契約を辞退した。	

< 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準 >

措置要件		期間
別表 第 9 号（不正又は不誠実な行為）		
1 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき。		当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

問い合わせ先	茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当 茨城県水戸市笠原町 9 7 8－6 電話 0 2 9－3 0 1－4 8 7 5（ダイヤルイン）
--------	--